

令和6年度 八幡市放課後児童健全育成施設

入所申し込みについて

令和6年度の入所を希望される方は、下記に基づき申請してください。

1 受付期間

- ① 4月入所の申し込みは、**令和5年12月8日(金)**から**令和6年1月12日(金)**までの期間、各施設及び市役所3階 こども未来課で一斉受け付けいたします。対象校区の施設へ直接または、こども未来課へ申し込んでください。美濃山小学校区の希望クラブ調査は、一斉受付期間に申し込みをされた方が対象となります。一斉受付期間(1月12日まで)終了後は、市役所3階 こども未来課で随時受付となりますが、4月入所できない場合もありますのでご注意ください。
- ② 5月以降の入所申し込みは、利用開始月の前月1日から受付、20日(20日が閉庁日の場合は、開庁している前日になります。)に締切、翌月1日入所になります。

入所月	申請書等提出締切日	入所月	申請書等提出締切日
4月	令和6年1月12日(金)	10月	9月20日(金)
5月	4月19日(金)	11月	10月18日(金)
6月	5月20日(月)	12月	11月20日(水)
7月	6月20日(木)	1月	12月20日(金)
8月	7月19日(金)	2月	令和7年 1月20日(月)
9月	8月19日(月)	3月	2月20日(木)

2 目的

就労等のため、昼間に家庭を留守にするなどの理由により、保護者(両親や65歳未満の同居の祖父母)等による保護が受けられない小学校に就学する児童を保護し、その健やかな育成を図るため設置しています。

3 対象児童

本市に居住している小学校1年生から6年生までの児童。

4 開設施設及び定員

通学している小学校の対象校区の施設へ入所となります。

施設名	対象校区	定員	電話番号
八幡小学校内	八幡小学校	100名	983-0603
中央小学校内	中央小学校	80名	982-8568
有都小学校内	有都小学校	50名	981-3144
南山小学校内	南山小学校	70名	982-9640
美濃山小学校内	美濃山小学校	100名	982-3145
子ども・子育て支援センター内		100名	925-6632
男山児童センター内	さくら小学校	100名	981-4206
竹園児童センター内	くすのき小学校	120名	982-3136
橋本児童センター内	橋本小学校	160名	971-0766

5 提出書類及び入所基準

入所の申し込みには、以下の書類の提出が必要です。書類については、ホームページからもダウンロードしていただけます。（口座振替納付依頼書を除く）

- ① 「申請書」※きょうだい入所は人数分必要
- ② 「口座振替納付依頼書」（前年度に提出いただいている方は必要ありません）
- ③ 令和5年1月1日に本市に住所を有していない方（単身赴任中・令和5年1月2日以降に本市に転入等）は、「令和5年度市町村民税課税証明書」
※令和5年1月1日時点で住んでいた市町村で発行されます。
- ④ 生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書」
- ⑤ 午後6時30分から午後7時までの延長を希望される場合は、「放課後児童健全育成施設延長利用届」
- ⑥ 入所要件に係る以下の書類（両親及び65歳未満の同居祖父母を含む）

区分	入所要件	提出書類
1	以下の要件を全て満たしていること。 ① 保護者等の勤務終了時間が15時以降であること。 ② 保護者等の勤務時間が月60時間以上であること。 ③ 保護者等の勤務日数が月15日以上であること。	就労証明書
2	保護者等が、傷病・障がいの場合	障害者手帳、療育手帳、診断書（療養期間が記載されているもの）等
3	母親が出産の場合（最長で5カ月間） 出産月を含めて産前産後の3カ月間入所可能です。	母子健康手帳 （母の名前及び出産予定日の記載頁）
4	保護者等が、家族の看護・介護をしている場合	看護・介護対象者の障害者手帳、介護保険証、診断書（看護・介護を必要とする期間が記載されているもの）等及び申立書
5	保護者等が、学生である場合	在学証明書（合格通知書）及びカリキュラム（時間割表）
6	保護者等が、求職活動中の場合 3カ月上限に入所可能です。（同一年度1度限り）	就労誓約書兼申立書

※ 上記入所基準に類する特別な事情のあるときは、こども未来課にご相談ください。

※ 就労証明書の事業所証明欄は勤務先において入所時点の就労状況を記入してください。訂正のある場合は、必ず二重線による見え消しとし、**加筆、修正液・修正テープ等による訂正は、無効とします。**

※ 労働契約上土曜日勤務があり、保護者等が不在で保護が必要な方は「申請書」の所定欄に必要な有無を記入してください。その場合、「就労証明書」にも土曜日の勤務状況を勤務先で記入、証明してもらってください。繁忙期のみ土曜出勤等がある場合は、必要時のみ施設で対応します。

6 開所日及び開所時間

令和6年4月1日から翌年3月31日まで開所します。

区 分	開 設 時 間
平常時（月～金）	下校時 から 午後7時 まで（注1）
春・夏・冬休み（月～金）	午前8時 から 午後7時 まで（注1）
土曜日（事前の申し込みが必要）	午前8時 から 午後6時 まで

（注1）午後6時30分から午後7時までの延長を希望される場合「放課後児童健全育成施設延長利用届」の提出が必要です。

※ ただし、振替休校日・気象警報発令時、その他の理由により開所時間を変更、または、閉所することがあります。

※ 春・夏・冬休みや振替休校などは、八幡市立小学校の行事に準じて運営いたします。

7 閉 所 日

日曜日及び国民の祝日に関する法律で定める休日は、閉所です。

その他の閉所 8月13日（火）から 16日（金）まで（小学校休校）（予定）
12月29日（日）から1月3日（金）まで（年末・年始）

※ ただし、気象警報発令等の理由により閉所することがあります。

8 費 用 負 担

下記の表により使用料を決定いたします。（基本、低学年の児童から1人目とします。）

区分	対 象 者 の 範 囲	使用料（一人当たり月額）	
		1人目	2人目以降
1	生活保護受給世帯及び 令和5年度市町村民税非課税世帯	0円	0円
2	令和5年度市町村民税所得割額が、 5万円未満の課税世帯	2,200円	1,100円
3	令和5年度市町村民税所得割額が、 5万円以上10万円未満の課税世帯	4,400円	2,200円
4	令和5年度市町村民税所得割額が、 10万円以上15万円未満の課税世帯	6,800円	3,400円
5	令和5年度市町村民税所得割額が、 15万円以上の課税世帯	8,500円	4,250円

なお、判定は、保護者等の税額を合算します。また、住宅取得控除等は、除外した税額によります。使用料決定のため「5 提出書類及び入所基準」の書類を必ず提出してください。期日までに提出のない場合は、上記表の区分5を適用いたします。

養育者の変更（離婚、再婚）や生活保護受給等の場合は、使用料が変更になることがありますので、至急こども未来課まで届出てください。届出のあった次月から使用料を変更いたします。

その他（これらの費用は、各施設で直接徴収します。）

- ① 傷害保険料 年間800円（内、保護者負担600円、市負担200円）

通院実日数1日以上のケガに適用されます。

（通院1日1,500円・入院1日4,000円の見舞い金が支払われます。ただし、通院については30日以内、入院については180日以内が限度）

※金額、内容等の変更がある場合があります。

※申し込み後は、入所取り消しの場合でも、傷害保険料をお支払いいただきます。

※保険料の月割・日割はできません。入所日から令和7年3月31日まで有効。

- ② おやつ代（保護者会において実施） 月額1,500円～2,000円

施設によって異なります。詳しくは、直接各施設保護者会にお問い合わせください。

- ③ その他 教材費等の負担がある場合があります。

9 入所の決定

申請書等を審査のうえ、受付期間内に申請いただいた4月入所の方については2月下旬をめぐりに入所の可否を通知します。

それ以降の年度途中の申し込みについては、毎月末をめぐりに通知します。

新1年生は3月に説明会を開催しますのでご参加ください。

その他、新規に入所する方は、事前に施設の職員との顔合わせが必要となりますので、申し込み時にご相談ください。

10 入所の選考基準

- ① 令和6年1月15日以降の申し込み児童は、申し込み順に入所決定します。定員を超えて、保護が困難な場合は、待機していただくこともあります。

- ② 前年度からの継続入所を希望されている場合でも、前年度の施設使用料を滞納している場合は、納付されるまで入所を保留します。

11 退所・辞退・申請取り下げについて

年度途中で退所されるときは、退所届を各月20日まで（20日が閉所日の場合前日まで）に施設に提出してください。月の途中で退所届を出されて退所される場合、使用料は退所月分までいただきます。

また、決定通知の辞退および申請の取り下げをするときは、届を提出してください。

12 申請書に変更があった場合

申請後や入所後に、登録内容に変更があった場合は、変更内容をすみやかに届出てください。

13 その他

- ① いずれの申し込みでも、必要書類の提出が遅れますと入所ができません。

- ② 提出書類・入所基準について申込時と変更がないか確認のため、入所後に再度提出をいただく場合があります。

この申し込みは、令和6年度に限り有効です。受付の際は、この案内の内容をすべて了承されているものとしますので、ご不明な点は事前にお尋ねください。

放課後児童健全育成施設の運営について

－ 入所にあたり ご注意いただきたいこと －

1. 放課後児童支援員

各育成施設に放課後児童支援員を配置し、運営します。放課後児童支援員（以下「支援員」という。）は、入所児童の安全及び集団生活の指導に努め、施設の運営を行います。

2. 放課後児童健全育成施設への通所

(ア) 児童の通所（行き帰り、開所時間外）は、保護者の責任とします。（通常経路上は保険適用）
通所の道順等、安全を確保するための指導を保護者で十分に行ってください。

(イ) 施設からの帰宅は、保護者の迎えを原則とします。児童の安全のため、閉所時間（平日は午後7時（注1）、土曜日は午後6時）までにお願ひします。各施設周辺路上への駐車は交通の支障となりますのでご遠慮ください。また、施設周辺からの電話での呼び出しには、防犯上お応えできませんので必ず施設までお越しください。

（注1）午後6時30分から午後7時までの延長を希望される場合「放課後児童健全育成施設延長利用届」の提出が必要です。

(ウ) 閉所時間までに迎えに来られない場合は、各自で帰宅していただくこととなります。

(エ) 欠席・早退する場合は、必ず連絡してください。

※ 開所時間までの保護が必要な場合や閉所時間までに迎えが困難な場合は、八幡市ファミリーサポートセンターの実施する「ファミリーサポートサービス」や八幡市シルバー人材センターの実施する「家事援助サービス」をご利用ください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

八幡市ファミリーサポートセンター 971-1109

八幡市シルバー人材センター 983-0822

3. 施設での生活範囲（傷害保険適用範囲）

(ア) 各小学校敷地内、又は児童センター、子育て支援センター敷地内とし、主にクラブ室及びその周辺、運動場等を生活の範囲とします。

(イ) 支援員の保護指導下での施設外行事及び移動中は、保険が適用されます。

(ウ) 施設内での行事でも、保護者会が行う行事には保険は適用されませんので、保護者会で別途保険に加入してください。

(エ) 各小学校敷地内、又は児童センター、子育て支援センター敷地内から、職員に無断で外へ出た場合及び塾等の用事で出た場合は、早退されたものとみなします。（保険適用外）児童が保護時間中に一時外出するとき（保険適用外）は、**事前に『外出届』を提出してください。**

4. 生活指導・教育指導について

(ア) 集団生活の中でのマナー、ルールについて、随時指導していきます。放課後の家庭に代わる場として、社会生活に必要な事柄を中心に指導していきます。

(イ) 下校後に宿題がある場合は、宿題を済ませてから遊ぶように指導していきますが、内容、正誤の確認は各家庭でお願いいたします。学校の授業の補習や塾での学習の代わりとなるものではありません。

(ウ) 生活指導・教育指導については一般的な範囲とし、各家庭での指導方針と必ずしも一致するものではありません。

りませんので、各家庭の方針に合わせた指導は各家庭でお願いします。

5. 昼食について（土曜日・学校長期休業時など）

土曜日や学校長期休業時は、各自弁当を持参のうえ午前8時以降に施設へ来てください。なお、上記以外で給食の無い日も弁当が必要です。

保護者の都合で弁当を作ることができない場合は、パン等の弁当に代わる物を持参させてください。（即席食品は、ご遠慮ください。）また、現金等での、昼食のお世話はできません。

食中毒予防のため、保護者会行事などで、施設での調理や業者による仕出し弁当などによる提供は、ご遠慮ください。

6. おやつについて

おやつは、各施設の保護者会による事業ですが、保護者の方に代わり、おやつの手配（会計を含む）、配膳などを支援員が代行しています。毎日午後3時から4時までの間におやつを食べます。おやつの内容は、保護者会の意向に基づき用意しますが、必ずしも、児童一人ひとりの嗜好に沿うとは限りません。**食品アレルギー等がある場合は、事前にお知らせください。**また、おやつ時間も生活指導を行います。

保護者会行事などで供する場合は、食中毒予防のため施設での調理はご遠慮ください。

7. 児童の健康管理について

(ア) 施設内において生じた、小さなケガや発熱等については応急処置をします。緊急の場合は、保護者に連絡し病院へ搬送しますので、搬送先に健康保険証・治療費等を持ち、迎えに来てください。治療費や交通費等の実費は、保護者負担としますが、傷害保険の対象となる場合は、後日、保険金が給付されます。なお、投薬等の医療行為は施設ではできません。**持病等で薬の服用が必要な場合は、児童自身で管理、服用できるよう事前に指導をお願いします。**

(イ) 入所児童が特異な感染性の病気にかかった場合や病院などで疑いを指摘された場合には、他の児童への感染予防のため、施設へ通知するとともに治癒するまで施設を休んでいただきます。（兄弟、姉妹児を含む場合もあります。）

(ウ) インフルエンザなどで、学校の措置により学級閉鎖等された場合、学級閉鎖されたクラスの入所児童は、感染予防のために発病の有無にかかわらず、**学級閉鎖された期間（ただし、水曜日以降に学級閉鎖され、学級閉鎖期間の最終日が金曜日の場合は、放課後児童健全育成施設は土曜日まで）**は施設を休んでいただきます。学年閉鎖及び学校閉鎖の場合も同様の扱いとします。

(エ) 夏休み中は、体を休めるため昼寝タイムを設けています。強制ではありませんが、静かに過ごせるようご協力をいただきます。

※ 上記（イ）（ウ）の場合、勤務の都合などで保護者による看護ができないときは、八幡市病児保育事業（小学6年生まで）をご利用ください。なお、利用に際しては、事前の登録や予約が必要となりますので、直接下記の施設にお問い合わせください。

「男山病児保育室」	利用料	1日につき	1,800円	（別途、食費500円）
住所	八幡市男山泉19	男山病院	電話	983-0001

8. 所持品について

入所時に持参いただくもの。（施設により多少異なりますので、必ず施設にてご確認ください。）

コップ・上履き・タオル・ティッシュ等（夏休みは、昼寝用のタオルケット等）所持品で個人の持ち物、上下着、靴下等は、必ず名前を記入してください。途中で不足する場合は、その都度、用意してください。不必要な貴重品等（学校生活で不必要な物）は、持たさないでください。

9. 緊急時の対応について

① 気象警報が発令された場合

(ア)【特別警報】

「八幡市」に午前7時現在、特別警報が発令されている場合、閉所とします。その日に解除されても開所はしません。

(イ)【警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）】

○平日において、「八幡市」に、警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）が発令されている場合

(1) 午後1時までに警報が解除された場合、午後1時から開所とします。

(2) 午後1時から午後6時30分までに警報が解除された場合、解除時刻をもって開所とします。解除等の連絡はいたしません、安全に留意して登所してください。

(3) 午後6時30分を過ぎても警報が継続されている場合、閉所とします。

○土曜日・長期休暇等の学校休業日において、「八幡市」に、警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）が発令されている場合

(1) 午後6時までに警報が解除された場合は、解除時刻をもって開所とします。解除等の連絡はいたしません、安全に留意して登所してください。

(2) 午後6時を過ぎても警報が継続されている場合は、閉所とします。

(ウ) 児童が学校管理下にある場合は、学校の指示に従ってください。

(エ) 登所後に各種警報が発令された場合は、児童は、施設もしくは安全な場所で待機します。屋外における安全を確認のうえ、できるだけ早いお迎えをお願いします。

② 震度5強以上の地震が発生した場合

原則、放課後児童健全育成施設は閉所とします。

(ア)【学校開校日】

○児童が学校管理下にある場合

放課後児童健全育成施設は閉所とします。学校の指示に従ってください。

○児童が登所中の場合

地震の揺れがおさまった後、学校に戻るか、放課後児童健全育成施設に登所するか、自宅へ帰宅するか、より近い安全な方に避難するように各家庭でご指導ください。放課後児童健全育成施設に登所された場合、屋外における安全を確認のうえ、原則徒歩でできるだけ早いお迎えをお願いします。

○児童が登所後の場合

支援員の指示により、児童は施設もしくは安全な場所で待機します。屋外における安全を確認のうえ、原則徒歩でできるだけ早いお迎えをお願いします。

(イ)【学校休校日】

○児童が登所中の場合

放課後児童健全育成施設に登所するか、自宅へ帰宅するか、より近い安全な方に避難するように各家庭でご指導ください。支援員の指示により、児童は施設もしくは安全な場所で待機します。屋外における安全を確認のうえ、原則徒歩でできるだけ早いお迎えをお願いします。

○児童に登所後の場合

学校開校日と同じ。

(ウ)【翌日以降の対応】

施設の安全が確保されるまでは閉所とします。閉所または開所の状況は、八幡市ホームページ及び緊急時メール配信システムでお知らせいたします。

10. 緊急時メール配信システムへの登録について

放課後児童クラブの開設状況についての情報などをメール配信しています。入所児童の保護者の皆さまはご登録をお願いします。登録方法等につきましては、こども未来課または各放課後児童健全育成施設にお問い合わせください。

11. 施設使用料の口座振替について

施設使用料の口座振替取扱金融機関は、表のとおりです。その他の金融機関では取り扱いできませんのでご注意ください。

使用料は、毎月30日に当月分を振替ますので、前日までに残高確認等お願いいたします。

30日が金融機関及び市役所の休業日に当たる時は、翌営業日とさせていただきます。なお、4～5月分に限り、5月30日に2カ月分を振替させていただきます。

また、残高不足等で振替できなかったときは、翌月にまとめて振替の処理を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

取扱金融機関

金融機関名	支店名
京都銀行	本店・各支店
京都中央信用金庫	八幡支店、橋本支店、松井山手支店
京都やましろ農協	八幡市支店

12. 入所の取り消し

(ア) 保護者等の就労の関係で対象外になった場合は、当月の末日で退所となります。

(イ) 虚偽の申請や申請時に告知されなかった重大な事実が判明したときは、退所となります。

(ウ) 施設運営上、入所を継続することが困難と判断される行為が継続する場合は、退所となります。

(エ) 月間15日以上欠席し、その状態が2カ月以上継続、または1カ月間以上長期欠席をした場合は、退所していただくことがあります。連絡なく欠席が続く場合は、退所されたものとさせていただきます。(こ

の場合欠席されていた期間も使用料をいただきます。)

(才) 使用料の納付が、正当な理由なく3カ月以上滞った場合は、退所となります。

また、当年度内に滞納分が整理できない場合、次年度の継続入所をお断りすることがあります。

13. 問い合わせ先

〒614-8501 八幡市八幡園内75番地

八幡市役所 こども未来部 こども未来課

電 話 (075) 983-1125 (直通) FAX (075) 983-1430

e-mail: kodomomirai@mb.city.yawata.kyoto.jp